青森県訓令甲第八号

号外第二十三号

(金曜日) 三月二十九日

令和·

(総務学事課) … |

○青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令………………

(総務学事課)… ニ

告

示

訓

令

目

次

公安委員会

○青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則… 総 務 課 : 껃

公営企業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……… (整備企画課) … 五

○青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程…………

同

Ŧ.

訓

中

出 先 機 関 般

各 庁

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 郎

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

に改正する。 青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号) の一部を次のよう

第二条第三号イ中「第二十八条第四項第二号」を「第二十八条第四項第一号」に改

課長」を「総務文書課長」に改め、 じ。)」を加える。 第五条の見出し中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条中「総務学事 第四条第一項中「課長」の下に「(知事公室長を含む。以下同じ。)」を加える。 「の課」の下に「(知事公室を含む。以下同

第九条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、 第十号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。 第九号を第七号と

九 知事公室長印

第九条第二項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り

管理局長印、観光国際戦略局長印、エネルギー総合対策局長印、 務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同表部長印 「知事公室長印、課長印」に改める。 第十三条の表知事印、 出納局長印の項中「、観光国際戦略局長印、 「第十六条の五」を「第十六条の三」に改め、 知事職務代理者印、 副知事印、 エネルギー総合対策局長印」を削 同表課長印の項中「課長印」を (総務部長印を除く。)、危機 総務部長印、 国スポ・障スポ局長 県印の項中「総

長」に改める。 第十五条第二項、 第十六条及び第十九条第一項中「総務学事課長」を「総務文書課

課に」を「総務文書課に」に、 第二十二条の見出し中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条中「総務学事 「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

を削り、 務学事課長は」を「総務文書課長は」に改め、 「知事公室長」に改め、同1③中「、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」 第二十三条の見出し中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条第一項中「総 「財政課」を「人事課」に改め、同表第三号から第六号まで及び同条第二項 同項の表第一号1(1)中「秘書課長」を

 \bigcirc \bigcirc 1 中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

める。 第二十四条から第二十六条までの規定中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改

第三十四条第二項中 第三十一条中「、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。

第三十八条第一項中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。 「秘書課」を「知事公室」に改める。

「総務文書課に」に改める。 第三十九条第二項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、 「総務学事課に」を

第四十条(見出しを含む。)、第四十四条第一項及び第四十五条第三項中「総務学

事課長」を「総務文書課長」に改める。 「総務文書課に」に改め、同条第二項中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、 第四十六条第一項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務学事課に」 同 を

条第三項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。 第四十七条(見出しを含む。)中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第五十五条の表中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

「総務文書課に」に改める。 第六十二条の表中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務学事課に」を

課長」に改める。 第六十三条の表、第七十条第一項及び第九十八条中「総務学事課長」を「総務文書

青

別表第一の1(1)イ中 \bigcirc \bigcirc 删 0 E \bigcirc 蒣 斌 田 뺧 派 を

 \bigcirc E \bigcirc 森 斌 哥 账 派 知事公室長印 絝 # 務 森 喍 ≕

 \mathbb{H} 徊 察 型 磊 画 E 畑 斌 哥 哥 24 \sim を

币

羧

観 光

エネルギー総合対策局長印 澳 24

に改め、 同表の2の表中

> 何 餕 絙 型 E 斌 프 24 に

水 産 画 斌 哥 24

を 田 水 # 産 交

匪

斌 斌

24 2 1

K

採

哥 正

改める。

第二号様式中

第九号様式中「鬱紫や事理用」を「鬱紫又書理用」に改める。

「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

附

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

示

青森県告示第百九十九号

正し、令和六年四月一日から施行する。 平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号(文書記号)の一部を次のように改

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 郎

1の表財政課の項を削り、同表秘書課の項を次のように改める。

知事公室 青知

ように加える。 1の表総務学事課の項中 「総務学事課」を「総務文書課」に改め、 同項の次に次の

1の表工事検査課の項の次に次のように加える。

財政課

青財

広報広聴課

青 県 報 号外第23号

表統計分析課の項の次に次のように加える。 1の表企画調整課の項から地域活力振興課の項まで及び広報広聴課の項を削り、 同

総合政策課

	1				
地域生活文化課	鉄道対策課	地域交通・連携課	県民活躍推進課	若者定着還流促進課	こどもみらい課
青地文	青鉄	青交連	青県活	青若定	青(

課の項の次に次のように加える。 1の表県民生活文化課の項及び青少年・男女共同参画課の項を削り、同表自然保護

る。

健康医療福祉政策課	原子力立地対策課	エネルギー開発振興課
青健医福	青原立	青工開

「靍﨑諂촍霈」を「暉かで・諂削霈」に改め、同項の次に次のように加える。 の表健康福祉政策課の項及びこどもみらい課の項を削り、同表障害福祉課の項中

本用本	県産品販売・輸出促進課
青誘客	誘客交流課
青観	観光政策課
青産イ	産業イノベーション推進課
青立創	企業立地・創出課
青企支	地域企業支援課
青経産	経済産業政策課

の項の次に次のように加える。 1の表商工政策課の項から労政・能力開発課の項までを削り、同表農林水産政策課

食ブランド
·流通推進課

青食流

青総政

子力立地対策課の項までを削り、 1の表総合販売戦略課の項、食の安全・安心推進課の項及び観光企画課の項から原 同表施設調整課の項の次に次のように加える。

障スポ課	
青障ス	

畜保健衛生所の項を次のように改める。 地域整備部駒込ダム建設所の項を削り、 2の表東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所の項及び東青地域県民局 同表西北地域県民局地域農林水産部つがる家

5北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所	
西つ広家保	

2の表上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所の項を次のように改め

上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所
上中家保

うに加える。 2の表青森県東京事務所の項を削り、同表青森県公文書センターの項の次に次のよ

青森県立子ども自立センターみらい	青森県女性相談支援センター	青森県七戸児童相談所	青森県むつ児童相談所	青森県五所川原児童相談所	青森県八戸児童相談所	青森県弘前児童相談所	青森県中央児童相談所	青森県東京事務所
青子み	青女相	七児相	む児相	五児相	八児相	弘児相	青児相	青東

2の表青森県環境保健センターの項を次のように改める。

青森県ITER支援東京連絡事務所	
青ITER東	

2の表上北地方福祉事務所の項の次に次のように加える。

青森県衛生研究所	
青衛研	

2の表青森県動物愛護センターの項の次に次のように加える。

青森県食肉衛生材	青森県食肉衛生検査所三沢支所	青森県食肉衛生検査所
青森県食肉衛生検査所おいらせ支所	食查所三沢支所	食査所
青食衛お支	青食衛三支	青食衛

青森県大阪情報センター 青森県名古屋情報センター	青名
青森県福岡情報センター	青福
青森県立美術館	青美
青森県営農大学校	青営大

絡事務所の項を削る。 2の表青森県営農大学校の項、青森県立美術館の項及び青森県ITER支援東京連

公 安 委 員 今

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊

明

青森県公安委員会規則第六号

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 青森県公安委員会公文書管理規則(平成二十六年三月青森県公安委員会規則第二

欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後

	備考 表中の [] は注記である。
四 [同上]	四 [略]
口[同上]	口[略]
しているもの	しているもの
に移管されたもの及び特定保存	に移管されたもの及び特定保存
センターをいう。以下同じ。)	センターをいう。以下同じ。)
第四項第二号に規定する公文書	第四項第一号に規定する公文書
森県規則第十八号)第二十八条	森県規則第十八号)第二十八条
組織規則(昭和三十六年二月青	組織規則(昭和三十六年二月青
イ 公文書センター(青森県行政	イ 公文書センター(青森県行政
	うち、次に掲げるものをいう。
三 [同上]	三 特定歴史公文書 歴史公文書の
[一・二 同上]	[一・二 略]
	該各号に定めるところによる。
	に掲げる用語の意義は、それぞれ当
第二条 [同上]	第二条 この規則において、次の各号
(定義)	(定義)
改正前	改正後

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公
 営
 企
 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。 青森県公営企業職員就業規則(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)

第六条の四第一項第十一号を次のように改める。

十一 生後満一年六月に達しない子を育てる職員が申し出た場合 一日二回それぞれ六十分以内の申し出た期間(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関をと同様の事情にある者を含む。第十三号及び第十四号において同じ。)が、当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第六十七条の規定により同日における育児時間(他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。)を請求した場合は、一日二回それぞれ六十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

む。)」を加え、同項第十九号中「四日」を「五日」に改める。号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含第六条の四第一項第十三号及び第十四号中「妻」を「配偶者」に改め、同項第十五

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県公営企業管理規程第四号)の一青森県公営企業文書規程(平成二十五年九月青森県公営企業管理規程第四号)の一

改める。第三十九条第六項中「第二十八条第四項第二号」を「第二十八条第四項第一号」に

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社「森市第二問屋町三丁目一番七七号」(印刷所・販売人)

(発行所・発高一工